

香川県森林組合連合会ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県森林組合連合会ホームページ（以下「当会ホームページ」という。）におけるバナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 当会ホームページへの広告の掲載は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）に広告掲載枠を貸出しすることにより、社会に対して森林の多面的機能の発揮等に係る森林組合系統の貢献等について、広く理解を得られるよう情報発信を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸出しを行うホームページのアドレス
(URL <http://www.ka-moriren.or.jp/>)
- (2) 広告とは画像又は文字で表示される情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するバナー広告をいう。
- (3) 広告の内容（以下「広告内容」という。）とは、バナーに表示する内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容をいう。

(広告の掲載実施等)

第4条 広告を掲載する枠数、規格及びその他必要な事項については次の各号に定めるとおりとするほか、掲載する位置については当会ホームページ上の香川県森林組合連合会（以下「当会」という。）が指定する位置とする。

- (1) 掲載期間については、1ヶ月単位で最長6ヶ月までとし、延長することができる。
- (2) 掲載料金

広告掲載月数	広告掲載料（税抜） （1枠あたり）
1ヶ月	3,000円
3ヶ月	7,500円
6ヶ月	15,000円

- (3) バナーのサイズ及び画像形式等

①大 き さ	縦50ピクセル×横146ピクセル
②形 式	GIF（アニメーション不可）・JPEG形式
③データ容量	5KB以下

(広告事業の内容等)

第5条 広告内容は、当会の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

- (4) 政治性または宗教性のあるもの
 - (5) 個人の氏名を広告するもの
 - (6) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - (7) 当該広告の内容について当会が推奨している等、閲覧者の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
 - (9) たばこに関するもの
 - (10) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
 - (11) その他当会ホームページを活用した広告として、適当でないと認められるもの
- 2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、表示することができない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 条）で規制されるもの
 - (2) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの
 - (3) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - (4) その他、当会ホームページを活用した広告を表示する業種又は業者として、適当でないと認められるもの
- 3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者等は、広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）となることができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
- 4 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについては、広告の対象としない。
- 5 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者については、広告主等となることができない。

(広告の禁止表現)

第 6 条 広告は、原則として次の各号に掲げる表現はこれを禁止する。

- (1) 当会の情報と錯誤するおそれのある表現や画像の使用
- (2) ラジオボタン等のほか、「閉じる」、「キャンセル」等の表現により、閲覧者の意図に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
- (3) テキストボックスやプルダウンメニュー等、実際には機能しないもの
- (4) その他広告表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限表現)

第 7 条 広告の表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その表現を制限することができる。

(広告掲載の募集方法)

第 8 条 広告募集は、当会ホームページにより広告掲載希望者を公募するものとする。

(広告の申込み等)

第 9 条 広告の掲載を希望する者は、別紙の広告掲載申込書により、広告の掲載を会長に申し込むものとする。

(広告の選定)

第 10 条 会長は、前条に基づく広告掲載の申込みがあった場合は、第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 6 条により審査を行うとともに、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規程に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成および提出)

第 11 条 広告掲載の決定通知を受けた広告主等は、第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 6 条に基づいて作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して 1 か月前までに、会長に提出するものとする。

(広告掲載料)

第 12 条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、第 4 条第 2 号に定めるとおりとする。

- 2 広告掲載料は、広告掲載後、会長が指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし会長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

(広告内容の修正)

第 13 条 会長は第 7 条に該当すると認めた場合は、広告主等に広告の表現等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第 5 条に反すると認めるとき
- (2) 第 13 条の規程により広告内容の修正が行われなとき
- (3) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき

(広告掲載の取下げ)

第 15 条 広告主等は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主等は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、取り下げを希望する日から起算して 15 日前までに会長に届け出るものとする。

(広告の変更)

第 16 条 広告主等は、当会ホームページに掲載する広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

- 2 広告主等は、前項の規程により広告を変更しようとする場合は第 11 条の規程に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。
- 3 前項の規程により提出された広告内容の修正は、第 13 条の規程に準じるものとする。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主等は、当会ホームページに掲載する広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 15 日前までに、会長に届け出るものとする。

- 2 会長は、前項の届け出があった場合は、直ちに第 5 条の規程により審査を行うとともに、リンク先変更の可否について決定するものとする。

(広告主等の責務)

第 18 条 広告主等は、広告及び広告主等が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の

権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主等は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費は広告主等が負う。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

(別紙)

香川県森林組合連合会ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

香川県森林組合連合会 代表理事会長 殿

香川県森林組合連合会ホームページへのバナー広告を以下のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者	所在地		
	名称		
	代表者 職・氏名	印	
	担当者 職・氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
	e-mail		
業種			
掲載希望期間	(掲載期間は1ヶ月単位で最長6ヶ月まで) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (計 ヶ月)		
広告の内容 (広告タイトル、バナー広告上で使用するフレーズや写真など)			
<small>原稿 (縦 50 ピクセル×横 146 ピクセル、5キロバイト以内、GIF 又は JPEG 形式) を CD 等に記録して別途添付してください。</small>			
リンクするホームページの URL http://			
遵守事項	香川県森林組合連合会ホームページ広告掲載要領を遵守すること。		
備考	添付書類：申請団体の事業概要書		
受付年月日	※香川県森連使用欄		

その他注意事項

※広告内容の審査の結果、掲載できない場合があります。

※既に予約がはいっている場合は、期間を変更していただく場合があります。

【お問い合わせ先】〒760-0008 香川県高松市中野町23番2号 香川県森林組合連合会

TEL 087-861-4352 FAX 087-833-4525